

(様式第2号)

会 議 録

会 議 の 名 称	第7回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年12月18日(水) 午後2時00分から午後2時58分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	☒ 可・一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第 7 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1 . 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 5 8 分

2 . 場 所 島本町役場 3 階 委員会室

3 . 議事日程

【報告】

1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
2. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について
3. 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について
4. 島本町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画について
(農用地の利用権の解除について)

【審議】

1. 農地パトロール (利用状況調査) の結果について
2. 島本町地域計画策定に係る意見聴取について

4 . 出 席 者

(委 員)

会長	好本 勲	会長代理	馬場 治人	委員	井上 謙一
委員	小西 一成	委員	下村 清次	委員	白藤 美穂子
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造		
委員	中村 清司	委員	藤澤 すなほ	委員	向谷 悟
委員	森村 実	委員	横山 豊		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	参事	内山 蔵人
担 当	大森 隆雄				

5 . 欠 席 者 1 名

6 . 傍 聴 人 1 名

農業委員会会長 好本 勲

令和6年度 第7回 島本町農業委員会議事録

〈事務局〉

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第7回島本町農業委員会を始めさせていただきます。恐れ入りますが、着席にて進行させていただきます。本日の案件でございますが、本日配布しております報告案件が8件、審議案件が2件となっており、事前に資料は、郵送させていただいております。それでは、本会会議規則第6条の規定により、好本会長に議長をお願いします。好本会長、お願いします。

〈議長〉

今日のご苦勞様です。今年も早いもので、もう12月最後の農業委員会となりました。以前から皆様進行にご協力いただきましてありがとうございます。来年も引き続き運営のほうご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。早速ですけれども、審議に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席委員13名、欠席委員1名であり、会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。次に、本日、傍聴者はありますでしょうか。

〈事務局〉

傍聴者が1名おられます。

〈議長〉

はい。議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がありますが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。

〈委員一同〉

異議なし。

〈議長〉

異議がないようですので、傍聴を認め、入室を許可します。それでは、議案に入ります。報告案件は8件ございますが、一括して事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、1ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出で、相続により権利を取得した案件として報告案件①の1件をご報告させていただきます。本件は、高浜一丁目が5筆、高浜二丁目が1筆の農地につきまして、相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。以上が、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

した。

続きまして、5 ページをお開きください。ここからは、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、報告案件②から④の 3 件をご報告させていただくものでございます。本件は広瀬一丁目の 1 筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。作業場のための転用となっております。なお、当案件は、農地転用届の提出もれの農地であったことから顛末書を添付していただいたうえ、届出を受理したものでございます。

続きまして、10 ページをお開きください。本件は桜井三丁目の 2 筆の農地につきまして、転用の届出が提出されたものでございます。住宅の建築のための転用となっております。なお、当案件は、農地転用届の提出もれの農地であったことから顛末書を添付していただいたうえ、届出を受理したものでございます。

続きまして、15 ページをお開きください。本件は高浜一丁目の 1 筆の農地につきまして、転用の届出が提出されたものでございます。居宅のための転用となっております。なお、当案件は、農地転用届の提出もれの農地であったことから顛末書を添付していただいたうえ、届出を受理したものでございます。以上が、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出でございました。

続きまして、21 ページをお開きください。ここからは、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するもので、報告案件⑤から⑦までの 3 件をご報告させていただくものでございます。本件は、江川二丁目の合計 6 筆の農地につきまして、転用の届出が提出されたもので、転用目的は資材置場となっております。

続きまして、25 ページをお開きください。本件は、広瀬五丁目 1 筆の農地につきまして、転用の届出が提出されたもので、転用目的は宅地開発となっております。

続きまして、31 ページをお開きください。本件は、桜井三丁目の合計 1 筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は住宅となっております。以上が、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出でございました。

続きまして、34 ページをお開きください。こちらは高浜一丁目の合計 1 筆の農地につきまして、島本町農業経営基盤強化促進基本構想にて設定した利用権の解除に係る申出が借り手・貸し手の双方合意の基にございました。理由につきましては借り手の高齢化により、耕

作が困難であるとのことでした。以上が各報告案件についてご説明をさせていただきました。簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。なお、これまでもご説明させていただいておりますが、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関しては、十分ご注意くださいよう、改めてお願い申し上げます。以上でございます。

〈議長〉

ただいま、事務局から説明のありました案件について、委員の皆さんからご意見・ご質問等がありましたらお受けいたします。大丈夫でしょうか。特に発言がないようですので、質疑を終結し報告を受けたものとします。次に審議案件に入ります。事務局からの説明を求めます。

〈事務局〉

それでは、審議案件①「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を資料に添って説明させていただきます。37 ページをお開きください。10 月 23 日から 11 月 14 日にかけて、各地区で農地パトロールを実施いたしました。また、昨年度に遊休農地として指定された農地は、尺代の 1 筆、合計面積は 171 m²となっております。38 ページから 44 ページまでが農地パトロール実施日の写真でございます。議案書の 44 ページをご確認いただけますでしょうか。尺代の写真ですが、上の写真が、前年度から遊休農地として指定されている箇所でございます。当該農地につきましては、依然として草木が生い茂っている状況でございます。当該農地につきましては、引き続き遊休農地として指定するかどうか後程ご審議いただきたいと思います。なお、その他の地域についてですが、農空間保全地域で地域計画対象地である高浜地域におきましては、現在、本町でも一番農地の多い地区となっていることから、一段のまとまりとして農地がよく管理されているという印象を受けました。また、同じく農空間保全地域で地域計画対象地である東大寺地区等におきましても、一段のまとまりとして農地が適切に管理されていると感じました。なお、一部の地域の農地にて、雑草がのびているところございましたが、所有者の方が、定期的に草刈りを行っておられるようございましたので、一定の維持管理はされているものでございますので、その他の地域につきましては、新たに遊休農地に指定すべきものはないものと考えております。事務局からは以上でございます。

〈議長〉

はい。ただいま、事務局から説明のありました案件について、各地区の農業委員から補足説明をお願いしたいと思います。まず最初に、大沢地区の補足説明を向谷委員、お願いいたします。

〈向谷委員〉

大沢地区に関しましては、遊休農地はございませんでした。

〈議長〉

はい。ありがとうございます。続きまして高浜地区の補足説明を私からさせていただきます。高浜地区に関して特に問題になる農地はありませんでした。昨年度から、入られておられます、いちごハウスギャップコーポレーションさんと、水田をやられている方、どちらも無事に予定通り進んで収穫も終わられましたという所だけ報告して、説明とさせていただきます。続きまして、広瀬地区の報告を、広瀬地区を代表して中村委員、お願いいたします。

〈中村委員〉

はい。広瀬地区は、大体家の真ん中に田があったりと、もうだんだん減ってきてます。1筆だけ、少し草の生えたところがありましたが、近々にも開発されるとのことでした。以上です。

〈議長〉

はい。ありがとうございます。続きまして、桜井地区の報告を、桜井地区を代表といたしまして馬場会長代理からお願いいたします。

〈馬場会長代理〉

はい。桜井地区の農地パトロールにおきましては、概ね綺麗にされておりました。ただ一部1筆の土地だけ草がちょっと高いかなということで、後日電話をしても、数回電話をしても出られなかったのでも直接家に行きますと、ちょっと怪我をしているような状態の女性の方なんですけども、そういうことで、ちょっと身体の調子が悪いんですよ、草伸びているのに申し訳ございませんということで、しばらくしたら、身体が良くなったらまた刈ります、ということで了解を得てきました。あとは非常に概ね綺麗に全体されておりました。以上です。

〈議長〉

はい。ありがとうございました。続きまして、東大寺地区の報告を井上委員からお願いします。

〈井上委員〉

はい。事務局のほうからは、東大寺地区は問題なしというふうに案内かと聞かれたんですけども、私自身1件非常に前々から気になる所がありまして、そこはたまに人材センターとか親戚とかの方に依頼されて草刈り等やられているようなんですけども、なかなか常に行ったら綺麗になっているというようなものじゃなくて、やはり時によっては草が生えているということが散見されますので、その度に行くんですけど、やはり高齢であるということと女

性であるということ、息子さんが東京へ勤められているということでなかなか人の確保が難しいと聞いております。草刈せんのやったらペナルティあるよとか、何か税金負担あるよというようなことがあれば、それだったらやりますわということになる可能性もあるので、その辺聞きたいなと思います。

〈議長〉

はい、事務局、どうですか？

〈事務局〉

うちのほうには農振地域とかそういった所はないので、直接罰則規定というのはない状況でございます。ただ、農地法という根本の法律において、農地の適正な管理というのは求められています。また委員の皆様も適正な農地の管理というのはお仕事の1つですので、事務局もそうですけれども、委員の皆様もですね、維持に協力していただけたら幸いでございます。

〈議長〉

納税猶予がかかっている人は、証明出せないですね。

〈事務局〉

補足ですけれども、納税猶予とかですね、猶予がかかっている所に関しましては、もし遊休農地なんかがかかっていたら、それで猶予が停止という形になりますので、罰則の代わりと言えるかもしれません。以上です。

〈議長〉

ありがとうございました。それでよろしいでしょうか。

〈井上委員〉

はい。

〈議長〉

ありがとうございます。続きまして、山崎地区の報告を横山委員、お願いいたします。

〈横山委員〉

はい。横山です。山崎地区ですけれども、年々田畑は減少してきております。事務的な問題はなかったのですが、今年初めて猪が住み着きました。田の中にね。檻を仕掛けましたけど残念ながら逃げられてしまったんですね。今まで、JR を超えて猪が来ることはなかったんで

すけども、どこを通ってきたのか、ウリボーだったみたいですけどね。前は、その周りわーっと周って、ミミズ狙いだとは思いますが、だいぶ動き回っていたようですが、根の刈り取りが終了した時点で、もうおらなくなりましたね。最終は捕獲できずにそのまま山へ帰ったと思われます。以上でございます。

〈議長〉

ありがとうございます。続きまして、尺代地区の報告を、尺代を代表して、小西委員、お願いします。

〈小西委員〉

はい。尺代ですけど、私委員になって2年目になるんですけども、この写真を見ていただいたとおりに、これはずっと毎年こういう状況になっております。そして、今年の3月か4月頃でしたかな。一度個人さんにお会いしにいきました。事務局から一緒に。そして話をしました。そしたら本人はとにかく高齢やと。で、またどうにもできんと。で、昔に何かがあったみたいですよ。何か国からか町からか言われたみたいですけども、畑を山林にしてくれと。そういうような状況があったみたいです。その頃は私らわかりませんけども。それを言われまして、で、今は現には畑になつとるけども、私は山林やと認めていると。そしたら、山林やったら、そこら中の山林、山は皆同じと違うのかと。こういう屁理屈を言われました。だから、そういうことを言われますので、それ以上は聞いても難しいと、一応事務局と帰りましたが、これからも事務局と連絡を取りながら、また刈ってほしいとか、そういう内容の文書を個人さんに投函するとか、そしてまた会いに行って、シルバーさんに頼んで欲しいとか、そういうような内容を色々これから検討していきたいなど、事務局と。そう思っております。以上でございます。

〈議長〉

はい。ありがとうございます。それでは、各地区からの報告が終わりましたので、本件について、ご意見、ご質問があればお受けいたします。特に、今小西委員のほうから説明がありました1筆の遊休農地を、指定をどうするかというご意見がありましたらお願いします。よろしく願いいたします。

〈委員〉

初歩的な質問で、山林に変えるには、何か税金が変わるとか、どういう不都合があって、どうなるか、ごめんなさい。素人なのでよくわからなくて。

〈事務局〉

そもそも、その農地というのは、農地法の範疇になるので、勝手に農地法を通さずにやると、

農地法違反ということになります。特に調整区域に関しましては、大阪府の許可案件として、かなり厳しい審査があり、大阪府に行って審査を受けたりとか、常設審議会と言って各農業委員さんのお偉いさんが集まる所で審査をやったりと、かなり大掛かりな手続きを行う制度になっている訳なのですね。ですから、それを踏まえずに山林化するというのは、農地法にとって根本を揺るがす話やと思います。その辺は十分に議論したうえでやらないといけないという風に考えております。そのような厳格な基準を有する制度となっていることから、実際は山林のような状態になっていても、なかなか変えられない状況になっている市町村が多いとは聞いております。

〈議長〉

よろしいでしょうか。その他の質疑はございますか。特に発言がないようですので、質疑を終結いたします。それでは、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈委員一同〉

異議なし。

〈議長〉

ありがとうございます。ご異議ないものと認め、採決いたします。それでは、以前から指定されている尺代の 1 筆を、引き続き遊休農地とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい。ありがとうございます。全員賛成により、現在指定されている尺代の 1 筆を引き続き遊休農地とすることとします。つづきまして、審議案件②について審議に入ります。それでは事務局、説明をお願いいたします。

〈事務局〉

それでは、45 ページをお開きください。令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法の一部改正が施行され、人・農地プランが法定化されたことに伴いまして、市町村では令和 7 年 3 月末までに地域農業の将来の在り方を示す地域計画を策定する必要があります。本町でも前年度より、取り組んでおります。農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項におきまして、市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者の意見を聴く必要があるとなっているため、島本町から、農業委員会に対して意見聴取の依頼があったものでございます。地域計画につきましては、本町の東大寺地区と高浜の 2 地区案が提出されておりますのでよろしく申し上げます。それでは、まず、46 ページをお開きください。当ページ 46 ページから 49 ページまでが、東大寺の目標地図と地域計画（案）となっております。東大寺地区の地域計画策定については、令和 5 年 11 月～12 月にかけて意向調査を行った後、令和 6 年 1 月 27 日、令和 6 年 7 月 20 日の計 2 回当計画に関する座談会を実施しました。そこで

ご提案された意見と意向調査を踏まえて作成したものでございます。次に、50 ページを開きください。50 ページから 53 ページまでが、高浜地区の目標地図と地域計画（案）となります。高浜地区の地域計画策定につきましては、令和 5 年 10 月～11 月にかけて意向調査を行った後、令和 5 年 12 月 23 日、令和 6 年 7 月 20 日の計 2 回当計画に関する座談会を実施しました。そこでご提案されました意見と意向調査を踏まえて作成したものでございます。それぞれご確認いただきまして、審議のほうをよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

〈議長〉

ただいま事務局から説明のありました案件は、高浜地区となっておりますので、私から補足説明をさせていただきます。二度の集まりで出た意見について、概ね問題なく作成されておると思いますので、私のほうからは特に補足することはありません。また、ただいま事務局から説明のありました案件は、東大寺地区もございますので、井上委員から補足説明があればお願いします。

〈井上委員〉

補足説明ではないんですが、私も 2 回この懇談会に参加させてもらいまして、事務局からの説明を聞いたんですけども、地主の方はほとんど我関せずと、勝手にしとけや、というような感じに私は取れました。実際、これ法律で義務化されたとはいえ、ですね。なかなかやる側にあまりメリットもない、なんでこんなことせなあかんねんという、くすぶったまま帰られたんではないかと思います。この案も見ましたけれども、なかなか理想形というか、現実離れした案なので、何かそのゴールに行くには難しいのでないかと考えております。できへんものはできへんということで、農業施設とはいえ、地域によっては島本町ではできへんということで、町長から上に言ってもらったほうがええんちゃうかなと思うくらいです。無理矢理やる必要はないんじゃないかなと勝手に思っているんですけども、いかがでしょうか。

〈議長〉

ありがとうございます。何か補足します？ 良いですか。

〈事務局〉

そうですね。はい。

〈議長〉

その他の委員の方から他にご質問等、質疑、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

〈委員〉

すいません。環境基本計画とかの審議会とかもよく出てて、やっぱり農地が島本町にどんどん減少していているということを憂いていらっしゃる町民の方ってものすごく多いんですね。でも自分の土地じゃないので、ああせえ、こうせえとは言えないですけど、今、私お聞きしていて、東大寺の件が一体何なのか、今少し意味が不明でしたので、詳しく教えていただきたいと思うんですけど。

〈事務局〉

東大寺の地域計画に関してっていうことでございますか？

〈委員〉

そうです。今埒が明かないみたいなことをおっしゃっていたので、どういう意味か、ちょっとすいません。申し訳ないですけど、よくわからなかったの。その辺をちょっとわかりやすく教えて頂けたらと思うんですけど。

〈事務局〉

すいません。東大寺地区、高浜地区も含めてなんですけれども、ちょっと補足の説明をさせていただきます。先程大森からも話がありましたように、法改正に伴いまして地域計画を策定しなければならないという所と、あと本町に関してはその該当する地区が高浜地区と東大寺地区に該当しまして、地域計画を作成するに至ったというのは、これまでの農業委員会のほうでもご説明をさせてもらっている通りでございます。それぞれ地域計画を作成するにあたり、各地元の農業者様に実際に地域計画を策定するにあたりまして、話し合いの場を設けまして、各地域の実情を元にして地域計画を作成するというようなプロセスがございまして、高浜地区と東大寺地区にそれぞれご説明をさせていただいたというものでございます。実際ご説明をさせていただく際に、地域計画では、それぞれの目標設定だったりとか、課題だったり、目指すべきものがあるというような所をまとめていく必要があるんですけども、やはり話し合いの場の中で、そもそも農業を続けていくことが厳しいから、こういった計画を作っても、そもそも意味がないのではないかと、というようなご意見が出たという所に関しまして、先程東大寺地区のほうで色々くすぶった状態でお帰りになられた方もいたのではないかとというようなお話がありました。地域計画を作成するにあたって、そういったご意見があるというのは私どもも十分理解はしておりますし、その反面、地域計画を定めることによって、地域の実状を私どももしっかり把握をしまして、そこに対してどういった課題を持って、ここに対してどう解決をしていくかというようなことを定めていくためにも、地域計画を作成することで、一定今後の進展ということを検討するためにも意味があるのではないかなというふうに考えておりまして、我々としましては、しっかりと地域計画を定めて、現状と目標を持って施策を進めていきたいというふうに考えている次第でござい

ます。以上です。

〈議長〉

よろしいでしょうか。

〈委員〉

ごめんなさい。目標って、どれだけ作りなさいって、これぐらい作ってもらおうとか？
量の問題？

〈議長〉

大筋は、問題点は拾い出しましょうということでしょうか？

〈事務局〉

地域計画というのが、まず一番の目標というのが地域の人との話し合い、農家さん同士の話し合いを持つというのが非常に大事なことです。今回なかなかその途中で色々話し合いをする機会がなかったので、地域計画としての意義としては、地域の話し合いをする、農家さん同士が話し合うひとつのきっかけづくりになったかなということでは思っております。目標ということに関しては、具体的にこれを作りなさいとか、そういうことよりも、ザクとした外圍的な目標をまず立てまして、それを実現するためには何をしていたらいいかということ、地域の方々とまた話していく。地域計画というのは、これ1回作って終わりという訳ではなくて、毎年毎年このブラッシュアップをしていってですね、徐々に完成形に近づけていくというイメージですので、いきなり具体的に細かいことを決めるというよりは、まずは最初に大枠を決めて、また皆さんと話し合いをしていって、徐々にこう良い方向にもっていくという形というふうに考えていただけましたら幸いです。

〈委員〉

そのザクっていうのをちょっと1個だけでも挙げてもらったらイメージしやすいんですけども、話し合いの、ザクっの。ザクという部分。

〈事務局〉

まず、東大寺とか高浜地区の地域計画という文字が羅列しているものがあると思うんですけども、それがまず計画なんです。それが、それに書いてるのが、目標であったりとか、その課題はこういうのがありますよって皆さんから聞いた課題とかを書いておきまして、それに対して目標のほうを、目標の大枠というのを決めさせてもらって、それぞれ書かせてもらっているんです。例えば、東大寺地区でしたら、47ページの下のほうにありますように、農業地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ということで、下の所に方針という形で書

かれておりますし、それぞれ目標という所を見ていただきましたら、こういった方針で進めるというのは記載させていただいております。

〈委員〉

わかりました。ありがとうございます。この目標自体をする意味はちょっと難しいって意見がくすぶってるってことなんですね。わかりました。ありがとう。

〈議長〉

はい。

〈委員〉

すいません。ということは、ここは農地というかファミリー農園に結構されていますよね。それとして、その残っていく方向、今の所、なのですか？そうじゃないんですか？ちょっと私理解ができなくて申し訳ないんですけど。

〈事務局〉

ファミリー農園の所有地の方も、続けて、将来的には10年後というスパンで見た時は、なかなか続けるのが難しいとご意見が出ている所もございます。そこは場所によって、まちまちとなっておりますので、一概には言えないですけども。

〈事務局〉

すいません。今回地域計画を定める予定である高浜地区および東大寺地区に関しましては、農地保全区域に該当しますので、本町としては農地として維持をしていくということを明確に方針として定めておりまして、その旨地域計画の話し合いの場でも各農業者様にはご説明をさせてもらっています。以上です。

〈委員〉

ありがとうございます。

〈議長〉

その他はよろしいでしょうか。どうぞ。

〈委員〉

これはもう農地ということで、島本町の場合、今のお話にありましたように、事務局のほうもうただご尽力いただいて地域に入って、話を進めていただいたと思うんですけど。その点は非常にありがたく思っております。ただね、私どものほうも一応農業新聞、もちろん全

国の地域を網羅した新聞ですので、この位置づけ、いわゆる地域計画、これは絶対にやり遂げなダメなので、言うてみたら農業者が中心になって作成に動いておられるんですけども、残念なことに、今の話をお聞きしますと、事務局が地元に入っていて、まとめておられるということで、労力的には大変感謝申し上げますけども、その辺がちょっと私らが新聞で拝見させていただいてる内容とは、ちょっと僕は乖離しているような状況に思うのでね。そこまで事務局の方が汗流していただくことは、本来ちょっと違うのかなと。ほんで、今井上委員さんから地元の声を出していただいたんですけども、何や、もうそのここも素人ばっかしでほとんどまとまってない。地域で全国的に大体問題になっているのは、高齢化においていわゆる後継者がおらへんということで、問題になっている所が多いんですけども、ただ島本の場合はね、いわゆるその高齢化はもちろんあるですよ。しかしながら、そこまで農業に魅力を感じて農地を活かせるかという、一番基本的な所が欠如していると。だから、何か事務局が入っていて、まとめておられるにもかかわらず、何かほっといてや、というような投げやりな意見が出ているというふうに先程感じたんですけどね。1点お聞きしたいのは、その中で、それは十分わかるんですよ、そういうご意見。だから、逆にその今のこの地域のことは農業委員会の立場からの話でして、もう1つ少し批判するんですけども、上の建物を建てられるようにできひんのかと。上の土地計画に関する話は出ていないんですかね？もちろん、今の地域の懇談会とは少し乖離するんですけどね。建物を建てたいという方も、中にはおられるんじゃないかなと。専業農家はもちろんないし。だから、その中には建物を建てて後継者のいない状態をやっぱり対処したいという方のご意見もあれば、そのあたりは、都市計画法で全然離れますけども、そちらのほうも考えて、線引きを考えていただければなと思いました。

〈事務局〉

恐れ入ります。実際のところですね、座談会におきましては、高浜地区および東大寺地区におきましても、市街化調整区域から市街化区域に変える話や、建物を建てたいというお声はやはり挙がっておりました。ただ、あくまで今回に関しましては地域計画、農業を守るためという計画ですので、そういった話というのは、ここに載せるべき話ではないので、一切載せておりません。こちらについては、調整区域かつ農空間保全区域もかかっているような地域でして、島本町としても、農地を守るエリアという方針で決めているエリアでございますので、その中で事務局としては、地域計画を定めて、今後も農地を保全していきたいという思いでやっております。

〈委員〉

良いですか、喋っても。すいません。本当にこの中でね、この委員の中で、農業者じゃないのは私達で、島本町の住民なんですけど、農地を持っていないという人間なんですけどね。多分だからその島本町の住民だけど農地を持ってない人って、多分ものすごいたくさんい

と思うんです、数としてね。で、やっぱりここの島本町に越してきた 1 つの理由としては、やっぱり山林もすごく素晴らしいというのがありますけど、やっぱり農地が住居の中に点在しているという、その何と言うか、素晴らしさというかね。そういうのはすごく魅力がありまして、それと同時に、農地持つてはる人にはそんなことうるさいって言われそうですけども、それと同時に、私今尺代のほうでファミリー農園をお借りしてやっているんですけど、ものすごく気持ちが良いんですね。精神的にも肉体的にも、やっぱりそういう作物を育てたり、土を触ると言うことが、本当に健康に良いんだなということも感じますし。あと、今の食料自給率ね、日本の食料自給率って、カロリーベースで 38%とかって言われていますけど、自分的に食料自給率を上げようと思ったり、あとたい肥のこと、私は生ごみは自分の家で出た生ごみは 100%土に返しているんです。そういったことで、やっぱり CO2 を減らしていかないと、化石燃料を減らしていかないといけないということとかも、身をもって自分で体験しますし、団地内の落ち葉も全部たい肥、それも秋になって今の季節になったら、道に落ちてる落ち葉がもう宝のように見えるんですよ。以前はごみと思っていたのが。そういったことも含めてすごく教育的にもそうですし、今後の日本の地球温暖化とかね、そういうことも含めて、農業を体験するということは、私はもう素晴らしいことだと思っているんですよ。だから、それにご尽力いただけていることはありがたいと思っているし、農地を持っていらっしゃる方も、そりゃ高齢化だし、むしろ処分してしまいたい後継者もいないって思っている方も私はいっぱいいると思うんですけど、そこで貸していただいたりすることで、本当に私はありがたいと思っているし、残して欲しい、今はもう忙しくてそんなことはできないけども残して欲しいと思われる人も私はすごくたくさんいらっしゃるというふうに思うんですね。何というか、図々しいお願いかもしれないけど、感謝はすごくしています。そのことはちょっと知っていただきたいなというふうに思います。

〈議長〉

はい。

〈委員〉

1 つね、例えばこれ、計画されるのはええけどもね、道をつけるとか、そういうことを先に考えたらなあかなと思っただけで。道のない所がある訳、田によったらね。そこに行こうと思ったら、行かれへん。そのための道だけを確保してあげたら、一番ええかな。道のない田やったら、二束三文やもんね。道があつてこそ、仕事もできるということですよ。はい。以上です。

〈議長〉

あとはよろしいですか。では、これで質疑を終結させていただきます。採決に入りたいと思います。この島本町地域計画案に係る意見聴取、ご意見が出きったと思いますので、採決に

入ります。採決に入ってもよろしいでしょうか。

〈委員一同〉

異議なし。

〈議長〉

ありがとうございます。異議なしということで、採決に入りたいと思います。島本町の地域策定案の意見聴取についての回答について、これで良いという方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。はい。賛成多数と認めます。賛成多数により、本案件は島本町長への回答とすることに決定いたしました。どうもありがとうございました。以上で本日の審議案件は終了いたしました。委員の方々と、その他意見があれば伺いいたします。はい。

〈委員〉

良いですか。すいません、色々喋って申し訳ないです。先日 11 月 16 日の東海近畿ブロック農業委員会女性委員会の研修会がございましたので、私と〇〇委員が参加して参りました。すごく内容が良かったので、女性しか出れない、ここにいらっしゃる方は私達しか出れない所なので、とっても良い話だったので少しご報告させていただいてよろしいでしょうか。

〈議長〉

はい。

〈委員〉

近畿東海ブロックなので静岡からも来られていたし、すごく大勢の方が来られて、ものすごく活発に色んな話が聞けて良かったのですけれど、今回は女性委員の役割と活躍ということがテーマになっていまして、最初に立命館大学国際関係学部の教授の河村律子さんという方が、ダイバーシティ&インクルージョンという話をしてくださったので、私達ね、ダイバーシティとかよく聞くけど、意味がよくわからなかったんですけど。皆さんもよくご存じの方もいらっしゃるかもしれないんですけど、ダイバーシティというのは多様性と言われていることなんです。

で、インクルージョンというのはその多様性を活かすというような意味で、女性がすごく女性農業委員が増えているんですね。2015 年くらいから 10%を超えて、今 14%くらいが女性委員です。この女性が入ることによって、非常に議論が活発になったりとか、それからここでも大体よく喋る人って女性が多いんですけど、色んな意見が出てきたりということで、とても良い感じになってきたという話を中心なんですけど。ダイバーシティって一般的には多様性と言われているだけなんですけど、グループや組織に意図的に性別の違った要素を入れると。そういった意図的に、ということがすごく大事だということをおっしゃって

ました。あとはその多様性、インクルージョンというのは、多様性を活かせるような方向ということで、同じ土俵だと私達2人しかいないので、数的に負けるじゃないですか、男の人に比べて。だけれど、それを同じ土俵に持っていけるように、そういう同じ立ち位置に関われるようにするということが非常に大事だっていう話をしてくださって。で、多様性のある人が同じ立ち位置に関わることによって、こういう風通しの良い場所ができて、意見が出しやすくなるというようなことがお聞きしてとても良かったので。具体的なことは〇〇さんがお話ししてくださいますので、私はちょっとこの辺で〇〇さんに、あとよろしく願いします。

〈委員〉

その時に見せてくれはったのが、これ私インターネットから持ってきたんですけど、赤いほうは女の人の入ったチームで、黒いほうは数として男の人だけで400社の東京の100万件のデータを三菱地所か何か経済価値がどれくらいあるかというのを、この時見せてもらったら、15業種で全部女の人が入っているチームのほうが経済価値が高いというデータが出ているそうです。そのうえ、これをよく見たら、女の人が入っているだけじゃなくて、男の人の単数でやるよりも、チームでやったほうが経済価値が上がるというデータをその時説明してくれはって、これを見て、私はその後ランドセルの会社の方がトマト栽培をされたお話と、あとお嫁さんに来て、素人の人がスーパーの高そうな野菜を作ってみたけどどうまいこといかへんと。で、子どもが、お母さんの作るお野菜は世界一美味しいということで、無農薬のレンコン畑を今40a作ってはるそうで、体験型にしているので、食事をつけたりとか、一緒にレンコンをすったりとかする形で、結構幅広くやってはって、インターネットでもすぐ出てきます。その二人の話を聞いたんですけど、で、さっきの私農業委員さんのお話も聞いていて、どうやったら田畑を、島本の田畑にかけて、どうやって残せるかという話で、この間の環境保全委員の〇〇さんが、やっぱり地域の方を巻き込まないとなかなか島本では難しいんじゃないかなという話で、私もそれを思っていて、先週の金曜日かな、傍聴に行かせてもらったんです、議会の。そこでも〇〇さんがたい肥化、さっき〇〇さんが言っはったみたいに、たい肥化の話をしてはって、じゃあ果たしてその生ごみ半分、40%くらいごみのうち、生ごみがあるんだけど、その40%をたい肥化しても入れる場所がないので、それを〇〇さんが言っはったように、私も感じるように、農地の農家の人と、私農家の人と喋れたの、この農業委員に来てやっぱりすごく増えて、この間も私も農地の庭を、農振の後、〇〇さんが土等を見に来てくれたりするんですけど、やっぱりその農業やっていない人と、買うだけの人と、農業大変な人を繋げる形を取っていったら、何とかさっきの遊休地とか、それから農業に魅力を感じていない、やってられへんわ、と思っはる農業者の方と繋げていける形が取れるんじゃないかなって、たい肥化の形で、何かさっきの話、もっと議論できれば良かったんですけど。町の人を作るたい肥を農地に、その農地を農業者と繋げる形の媒体にするとか、あと私前も無理言っはって竹林、林業の竹林後に残っはていただいたんですけど、

その竹林でこの間、町内清掃の時に、近くの近所の男の子が、竹林の整備やってるのかって聞かれたんですけど、私は、竹林整備は終わっていたので答えられなかったんですけど、この日曜日に竹工房に行かせてもらったら、竹の油抜きをやってはって、それをお手伝いさせてもらって、来年から一緒にやろうと思っているんですけど、その竹林整備に来てはった人が、森林ボランティアを 20 人くらいこの間講座終わったので、その 20 人くらいの話したっていうので、さっきのこれに戻るんですけど、多様性があった人をチームで集めたら価値ある活動ができるっていうふうに感じたので、その竹林ボランティアの人と、この間残っていただいた竹林を持ってはる農家の人と、それから竹林整備がすごく上手な竹工房の方とか、森のクラブの方とか、あともう 1 つ、環境保全委員会に出ていたら、企業の方は貢献したいけど何をやっていいかわからへん、もっと積極的に僕らに語りかけて、っていうアンケートの値がすごく高かったので、その役場の方を通じて、その企業とも繋いでもらって、多様性がある何か取り組みをチームでやれば、さっきの簡単に解決はできないと思うけど農地を残すこととか、竹林整備なんか、これから繋がっていくんじゃないかなっていうのを、この、その女性の委員会を終わった後に感じています。すいません、長らく。以上です。

〈議長〉

はい。ありがとうございました。事務局のほう、何か連絡ありますでしょうか。

〈事務局〉

事務局から 1 点だけ連絡事項がございます。1 月の農業委員会になりますけれど、審議案件が提出されておりますので、開催のほうをします。1 月 16 日、農業委員会開催ということで、ご予定のほうよろしく願いいたします。以上でございます。

〈議長〉

はい。ありがとうございます。これをもちまして、議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

〈事務局〉

それでは以上をもちまして第 7 回島本町農業委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。お疲れさまでした。

〈一同〉

ありがとうございました。